

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	矢巾中央地区 (下煙山、耳取、新田、矢幅、南矢幅)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・規模縮小などの意向のある農地については、今後農業を担う者が引き受ける。
 ・後継者不在の農業者の農地面積が、下煙山地区では1ha、耳取地区では1.5haであり、新たな農地の受け手をサンやはばを含め調整が必要。
 ・担い手が利用する農地面積の団地数は14箇所、1団地平均10haであり、下煙山及び耳取地区では集約化が必要。
 ・地域内における入り作について地域内の担い手に集積・集約を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、転作作物として小麦・大豆を生産し、団地化を形成する。また、繁殖牛の生産に取り組んでいる担い手を中心に堆肥等を利用し有機農業に取り組む。
 ・地域の認定農業者について担う者に位置付けているが、基本的に、下煙山地区は営農組合、耳取地区は3名の認定農業者、三矢巾地区は法人サンやはばに集約化を進めつつ、3地域全体での協力体制を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	159.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	159.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、農用地の団地化を形成して作物のブロックローテーションを推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、地域担当農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域性もあり計画はないが、農地集約に伴う作業の効率化・省力化のため、事業要件・規模に応じて耕作条件改善のための事業等の検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
(株)フォレスト百万石が野菜作りに取り組んでおり、就労継続支援B型事業所フォレストファームとして農業を中心とした就労作業を提供している。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻用育苗は不動東部育苗生産組合、耳取育苗生産組合へ必要数を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の住処にならないよう、農地の適正管理を行う。
 ②畜産農家を中心に堆肥による有機農業に取り組むとともに、それぞれの担い手において、減農薬・減肥料への取り組みを進める。
 ③防除作業等にドローンを活用するなど、スマート農業の取り組みを進める。
 ⑩農福連携を行う事業所が立地しており、多様な担い手による営農が期待できる。